

高齢者運転免許証自主返納促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第4条の規定に基づき、高齢者の運転による交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許証自主返納を支援する事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4の規定により、全ての種類の免許の取消を申請し、運転免許証を都道府県公安委員会へ返納することをいう。
- (3) 運転免許取消通知書 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第30条の9第4項に規定する通知書をいう。
- (4) ICOCA 西日本旅客鉄道株式会社が発行する交通系ICカードをいう。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、自主返納の時点において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者で次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年4月1日以後に全ての運転免許証を自主返納をし、第5条の規定による申請の時点において運転免許取消通知書の交付を受けた日から1年以内である者
- (2) 自主返納の時点において満70歳以上の者
- (3) 次条第2号の支援を受けるものにあつては、令和6年4月1日以降に運転免許取消通知書の交付を受けた者

(支援内容)

第4条 市長は、予算の範囲内において、一の対象者につき次の各号のいずれかの支援を行うものとする。

- (1) ICOCA 5,000円分（デポジット500円分を含む。）の交付
- (2) 次条の規定による申請を行う者（以下「申請者」という。）の名義の市内を運行するバスの定期券（有効期間が令和6年4月1日以降のものに限る。）及び鉄道定期券（発着のうちいずれかが市内の駅であるものであって、有効期間が令和6年4月1

日以降のものに限る。)の購入に要した経費に相当する額の交付。ただし、交付する額の上限は、13,400円とする。

(交付申請)

第5条 支援を受けようとする者は、川西市高齢者運転免許証自主返納促進事業申請書(様式第1号)に別表に掲げる支援の区分に応じ、同表の添付書類に定める書類を添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(支援の決定及び支援の実施)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を精査し、相当と認めたときは、川西市高齢者運転免許証自主返納促進事業決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、不相当と認めたときは川西市高齢者運転免許証自主返納促進事業不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により支援の決定を受けた者に対し、第4条に規定する支援を実施するものとする。

(支援決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、川西市高齢者運転免許証自主返納促進事業決定取消通知書(様式第4号)により支援の決定を取り消すものとする。

(1) 偽り若しくは不正の手段により支援の決定を受けたとき

(2) 第4条第2号の定期券の払い戻し請求を行ったと認めたとき

2 市長は、前項の規定により支援の決定を取り消した場合において、既に第4条に規定する支援を受けた者に対して支援した額に相当する額の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効規定)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

別表1（第5条関係）

区分	第4条第1項第1号の支援	第4条第1項第2号の支援
添付書類	(添付書類) (1) 兵庫県公安委員会が発行した 運転免許取消 通知書の写し	(添付書類) (1) 兵庫県公安委員会が発行した運転免許取 消通知書の写し (2) 定期の区間情報及び所有者情報並びに有 効期間がわかるものの写し (3) 領収書など購入金額がわかるものの写し (4) 申請者本人名義の振込先情報の写し